

◎ 「平成24年分 年末調整のしかた」の誤りについて

「平成24年分 年末調整のしかた」の46ページの記載例において使用している「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の様式には、以下の誤りがありますので、ご注意ください。

平成24年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印
 (この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

神田 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	給与支払者の氏名及びあなたの姓(山川太郎 本人) ヤマカワタロウ 山川太郎
	給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
借入金等の内訳	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等
金額	円	円	円

取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	20,000,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	円
居住用部分の借入金等又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×⑤)	円	14,000,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑦×⑧)	円
特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(④+⑤)	円	14,000,000	年間所得の見積額	円
特別控除額(④×⑥)	円	(最高4,000万円)	4,950,000	製造の年の支払者の下で、前年以前に非居住用により既にこの控除を受けたことのある方は、右の文字を○で印してください。
特別増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	円	(下の⑨)	備考	
特別増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑩と⑪の少ない方)(備考の(注2)参照)	円	(最高200万円)		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×1%)	円	140,000		

⑨ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
 ⑩ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
 ⑪ 現在の給与の支払者の下で年末調整によりこの控除を受けるのが初めての方は、税務署が発行する「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の添付も必要ですので、税務署に申請してその証明書の交付を受けてください。

誤
 (最高4,000万円)

 →
 正
 (最高5,000万円)

※ 平成22年中に居住を開始した場合には、住宅借入金等の年末残高の合計額のうち 5,000万円以下の部分の金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎とされます。

(参考) 住宅借入金等特別控除の控除額(一般の住宅の取得等の場合)

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額
平成21年 1月1日から 12月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち} \underline{5,000\text{万円以下}} \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$
平成22年 1月1日から 12月31日まで	
平成23年 1月1日から 12月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち} \underline{4,000\text{万円以下}} \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$